

平成25年度～平成27年度
科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)【基盤研究C】
「東南アジアにおける男女共同参画政策の比較研究」
研究課題番号25360062

カンボジア、韓国、フィリピンにおける 男女共同参画の取組み



目次

はじめに	2
内海 房子 国立女性教育会館 理事長	
カンボジア王国	3
大韓民国	7
フィリピン共和国	12

この冊子は、日本学術振興会からの助成を得て実施した「東南アジアにおける男女共同参画政策の比較研究」(基盤研究(C) 研究代表者 越智方美 課題番号25360062)の成果の一部です。

はじめに

国立女性教育会館では、平成25年度から27年度にかけてカンボジア、韓国、フィリピンの3カ国で男女平等政策の調査をおこないました。この調査は東南アジア諸国の先進事例から、日本における男女共同参画の推進のヒントとなるような取組みを収集することを目的としています。調査期間中には、女性に対する暴力の根絶、男女平等プロジェクトへの男性の参画、ジェンダーに配慮した財政支出と予算配分であるジェンダー予算等の課題を中心に、カンボジア、韓国、フィリピンにおける男女共同参画施策の現状と、NGOによる取組みに焦点をあて聞き取りをおこないました。

調査対象機関の選定にあたっては、国立女性教育会館が連携協力協定を締結している機関(韓国両性平等教育振興院(KIGEPE)、韓国女性政策研究院(KWDI)、フィリピン大学女性学研究センター、カンボジア王国女性省の助言・協力を得て実施いたしました。この場をお借りして御礼申し上げます。

この小冊子が日本国内で男女平等を進める一助となれば幸いです。

独立行政法人国立女性教育会館理事長
内海 房子



1 カンボジア王国

●ジェンダー平等政策

数十年にわたる内戦と社会的混乱を経て、カンボジアでは1998年の総選挙により連合政府が成立しました。ジェンダー平等の取組みは内戦終結後から徐々に始まり1992年には女子差別撤廃条約を批准し、1993年に女性問題庁が設立されています。同庁は度重なる改組を経て(1996年女性問題省、1998年女性・退役軍人省)、現在は女性省(Ministry of Women's Affairs)がカンボジアの国内本部機構として機能しています。

女性省は1999年に女性の能力向上を目的とした5ヵ年計画「Neary Rattanak(クメール語で女性は貴石という意味を表す)」を作成しました。2017年時点でカンボジアのジェンダー平等政策は第4次「Neary Rattanak 2014-2018」で定められた、女性の経済的エンパワーメント、女性と女児の就学率向上と行動変容、健康の改善、法的保護の確保、意思決定分野における女性の増加に関する戦略的枠組みに沿って進められています。

法的枠組みは整備されたものの、地域間の経済格差の拡大とそれに伴う女性の経済的自立の困難さ、女性に対する暴力やHIV/AIDSの罹患率の高さなどが課題として残されています。



女性省

●ICTを活用した男女共同参画

カンボジア女性メディアセンター(Women's Media Centre of Cambodia、以下WMCC)はメディアを活用して男女共同参画を推進しています。長く内戦と混乱が続いたカンボジアで、1993年の総選挙とその後の憲法制定を女性の連合体が国連の暫定統治機構とともに支えました。ビデオ撮影の訓練を受けた超党派の女性たちは、ラジオやビデオを使って民主的な投票手続きを啓発するとともに、農山漁村女性の言葉を記録して国会に届けたのです。中心的な活動を担った女性5人は、この活動を通じてカンボジア社会の女性の地位改善を図るためにメディアが果たす役割とその重要性に気づき、1995年にWMCCを創設しました。



1999年の国際女性デーには、ラジオ局FM102が立ち上がりました。プノンペンの人口の75%を聴取者としてカバーするとともに、地方局のネットワークを通じてカンボジアの農山村地域にも女性をエンパワーメントする情報や教育番組などを届けています。

現在、WMCCは政治参画の重要性のみならず、女性に対する暴力や人身取引、HIV/AIDSなど、周縁に追いやられることが多い社会的なジェンダー課題に光をあてていくメディア活動として、地域放送やインターネットを通じたビデオ番組制作、調査、ラジオ放送、広報活動など多様なメディア活動を展開して、女性のエンパワーメントと男女共同参画の推進を図っています。



●ジェンダー課題の解決に向けて男性を巻き込む グッド・メン・キャンペーン

カンボジアでは女性に対する暴力(VAW)の蔓延が大きな社会的問題となっています。2011年より女性省が国連人口基金等の支援のもと、男性の意識と行動変容を促すことを目的として、グッド・メン・キャンペーンをおこないました。この取組みは女性や少女に対する暴力防止を目指していますが、暴力加害者ではなく15歳から49歳までの男性を広くキャンペーンの対象とし、カンボジア社会の中でVAWを容認するジェンダー規範を問い直し、従来とは異なる「男性性のあり方」を模索し価値を見出そうとしている点に特色があります。

グッド・メン・キャンペーンの実施にあたり、多様な手法がとられています。キャンペーンの対象となる男性の78%が農村部に居住し、非識字率が15%であることを考慮し、ラジオを主要なコミュニケーション・ツールと位置づけ、VAWをテーマにしたラジオスポットや12話から成る連続ドラマが、2011年から2014年にかけて放映されました。

またゲームアプリやキャンペーン広告を掲載したトゥクトゥク(三輪自動車)の走行、フェイスブックを通じた情報提供も並行して展開しています。

上記に加え、地域のNGOとの連携のもと、スポーツやボランティア活動、学校を基盤にした普及啓発活動を展開し、3年間で延べ12万人にリーチしています。

女性省主催の活動として、2012年から2013年にかけて24県でVAWに関するコミュニティーフォーラムを開催し5,000人が参加したほか、2014年にはカンボジア国軍と警察官を対象としたワークショップを4県で実施し、参加人数は延べ1,800人にのぼります。



グッド・メン・キャンペーンロゴ



グッド・メン・キャンペーンのゲームアプリ

●ジェンダーの視点に基づいた次世代育成事業

ピープル・ヘルス・ディベロップメント・アソシエーション(People Health Development Association、以下PHDA)は、2005年に設立された新しいNGOです。5名の専従スタッフと約10名のボランティアは全員20代の若者で、代表のラタナック氏は国連が実施している「女性に対する暴力を撲滅する男性の会(Men ending VAW)」のメンバーをつとめています。

主たる活動内容は、15歳から30歳の若年男性を対象とした青少年育成事業です。内務省の統計に基づき、暴力事件が多発している五つの地域(プノンペン市、バタンバン州、バンテイメインチェイ州、シエムリアップ州、カンポントム州)にある高校を対象に、約1年間かけてリーダーとなる高校生にジェンダー・トレーニングを提供します(対象となる生徒は、他の生徒に影響力を持つ人物を学校長や教員の助言を得て選抜)。訓練を修了した生徒たちは、ジェンダー・ディバートという性別役割分業や男女平等に関する討論会のファシリテーターとして活動を開始します。ジェンダー・ディバートで話し合われるテーマは、VAWの根絶のためにできること、男女平等に寄与する政治やガバナンスのあり方、性と生殖に関する権利、ジェンダーとICTなど幅広い話題から選ばれます。テーマは参加者が暮らす地域社会の文脈に即したものを選擇するよう留意されています。このジェンダー・ディバートの模様はテレビでも放映され、大きな反響を呼んでいます。

カンボジアでは小学校の教員はほとんど女性で、低学年では生徒の男女比はほぼ同数です。しかし中等・高等教育になると教員も男性が多くなり、「女性に高



ジェンダー教育の教材

等教育は不要」との考えを持つ保護者もいるため、女子就学率は減少する傾向がみられます。こうした現状を変えてゆくためにも、PHDAは教員を対象としたまだ試行段階にあるジェンダー研修のカリキュラムを確立することを次の目標として、活動に取り組んでいます。



2 大韓民国

●法制度の整備

韓国では第4回世界女性会議(1995年)を契機として、女性政策の包括的法律である「女性発展基本法」が1995年に制定され、同法に基づき第1次女性政策基本計画(1998-2012)が策定されました。1998年のキム・デジュン政権の発足以降は、大統領の強い指導力のもと、女性政策が積極的に推進されるとともに、国内の女性団体の活動も活発化しています。

韓国における女性に対する暴力についての法制度は1994年に「性暴力犯罪の処罰及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。「性暴力犯罪を予防し、その被害者を保護して、性暴力犯罪の処罰及びその手続きに関する特例を規定することにより国民の人権伸張及び健康な社会秩序の確立に寄与すること」という目的を掲げています。

1991年に、ある女性が自分をレイプした男性を殺すという事件がありました。この女性を救う運動が契機となってこの法律の制定につながったと言われています。その背景には、1970年代、民主化運動にかかわった人たちが「女性の人権」に目を向けるようになったことが挙げられます。1977年には梨花女子大学に女性学科目が導入され、「性暴力」という言葉がなかった時代にフェミニズム運動を通して「性暴力」を可視化していったのです。

性暴力の相談所も最初は民間団体が設立したのですが、この法律ができてからは政府が民間団体を支援するようになり、性暴力相談所が全国各地に設置されるようになりました。

その後、1997年には「DV防止及び被害者保護に関する法律」「DV犯罪の処罰等に関する法律」が制定されました。2004年には「性売買防止及び被害者保護に関する法律」「性売買斡旋の行為の処罰に関する法律」が制定されました。こうした法律が整備されることによって、性暴力のカウンセラーが職業として認められる、被害者の医療費は国が支払う、法曹関係者や警察官の二次被害を

防ぐために性暴力予防教育の必要性が認識され公務員の研修が実施される、小・中・高等学校での性暴力予防教育が10時間以上必須となる等、具体的な対策が進んでいます。

教育分野での男女共同参画推進の取組みとしては、2002年に国際競争力強化の見地から理工分野での人材育成をはかるため、女性科学技術者支援強化を目的とした「女性科学技術人材育成及び支援に関する法律」が制定されます。また、2003年には「教育公務員法」が改正され、国立大学での女性教員の任用に関する積極的是正措置が担保されています。

法制度の整備に加え、女性政策の推進体制も強化され2001年には、大統領女性問題委員会が女性部に改組、2010年には家族と若者に関連する問題も所管事項に含まれることとなり、女性と家族部に名称が変更となり現在に至っています。地方においても、女性の社会参画を推進する目的で、女性開発基金が設置されています。

●ジェンダー予算の導入

男女平等の推進には人々の意識変革と並んで、各施策を着実に実施するための予算措置が求められています。第4回世界女性会議で採択されたジェンダー主流化戦略の実現手段のひとつと位置づけられたジェンダー予算は、政府予算の歳入と歳出を女性のエンパワーメントや男女平等に、どの程度資するか、という観点から再検討し、公平性の度合いや予算配分の有効性・効率性の分析までも含む幅広い概念です。

韓国では1990年代末よりジェンダー予算の実施を求める女性団体の運動が始まり、2006年10月に公布された「国家財政法」にジェンダー予算関連条項が含まれることによって、ジェンダー予算導入の法的基盤が整備されました。2011年8月におこなわれた地方財政法の改正に伴い、2013年会計年度から地方自治団体においてもジェンダー予算制度が実行されました。国家財政と地方財政においてジェンダー予算が導入された例は、世界でも韓国が初と



なり意欲的な試みです。国家財政は、2013会計年度で総予算の3.8%、343兆ウォンが計上され、その内訳は第三次女性政策基本計画推進事業への投入が27%、性別分析評価事業が5%、ジェンダー予算作成事業が68%となっています。

ジェンダー予算は女性と家族部の協力を得て企画財政部が所管しています。ジェンダー予算に関する研究事業を韓国女性開発院が、ジェンダー予算導入にあたっての公務員を対象とした教育関連事業を、女性と家族部の所轄事業所である韓国両性平等教育振興院が担当しています。女性と家族部はまた、ジェンダー予算の実施評価を統括する性別影響分析評価センターの運営も統括しています。

2013年度のジェンダー予算の対象事業は、中央部署で34カ所、275事業、女性と家族部で38事業、雇用労働部で33事業、保健福祉部で28事業、農林水産食品部で26事業、文化部で24事業となっています。女性と家族部でのジェンダー予算対象事業には、人身取引被害女性を対象とした事業や、性暴力関連事業、ジェンダー予算の公務員への訓練を実施している教育振興院関連事業等が含まれます。

ジェンダー予算を活用した好事例のひとつとして、ジェンダー視点を統合した消防訓練教材の作成というソウル市の取組みがあります。これまで男性消防士が女性や子供を助けるという既存のジェンダーステレオタイプに基づいた性別役割を廃し、女性の消防士の活動紹介のほか、消防士の呼称をFiremanからFirefighterに変更するなど、女性の主体性に着目した内容に改善されています。今後同様の取組みが蓄積されていくことが期待されます。

●性暴力予防教育に向けた取組み

女性人権振興院は2004年に制定された「性売買防止及び被害者保護に関する法律」に基づいて性売買防止や被害者保護のための様々な事業を実施する機関です。女性と家族部の直轄の機関で、運営費は100%政府から出資されていますが、運営責任は女性人権振興院に委譲されています。性暴力、売買春、配偶者からの暴力など女性に対するあらゆる暴力を根絶し、個人の価値観と尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に貢献するために様々な事業が展開されています。性犯罪被害者の支援や被害者支援をする専門家の養成、性暴力防止教育、性売買防止や被害者保護をテーマとした調査研究やシンポジウムも実施しています。国際結婚で韓国に来たベトナム、モンゴル、タイ出身の女性は性暴力を受けやすい傾向が見られるので、外国人女性向けの支援や予防プログラムもあります。また脱北女性を対象としたプログラムも開発されています。





2002年に設立されたソウル女性と家族財団(Seoul Foundation of Women and Family以下、SFWF)は、ソウル市の女性支援関連事業と同市の男女共同参画センターであるソウルウィメンズプラザの運営、政策研究とモニタリング、ウィメンズプラザの施設のNGOへの貸し出し、新規に設立されたNGOのための活動スペースの提供と国際会議場の運営を担う行政機関です。

性暴力予防教育のための実践はSFWFとして特に力を入れている分野であり、対象別に小学生、中・高校生、地域の見守り隊、教員向けハンドブックを作成しています。公務員教育にも暴力被害者への二次被害防止を目的として、VAWについての講義が含まれています。これはSFWFが実施した「女性に対する暴力防止のモニタリング事業」で公務員にアンケートをとったところ、「自分たちが担当している(VAWやDVに関して)理解が不十分である」と感じていることが明らかになったためです。公務員を対象としたジェンダー研修については、時間が1時間と限られていること、全員が受講する研修ではないことが課題として残されています。



ソウルウィメンズプラザ

3 フィリピン共和国

●男女平等推進のパイオニア

フィリピンは他のアジア諸国に先駆けて、国内本部機構「フィリピン女性の役割委員会(National Commission on the Role of Filipino Women (以下、NCRFW)」が1975年に設立され、2名の女性大統領が誕生する(アキノ政権1986~1992年、アロヨ政権2001~2010年)など、東南アジアにおける男女平等推進のパイオニアとしての地位を築いてきました。

1990年代以降、ジェンダー平等を推進するための根拠法の制定が活発化しています。主な法律としては次の3つがあります。

1991年「共和国法7192号開発と国家形成における女性法」が制定され、国際援助を通じた社会開発におけるジェンダー視点の導入と女性の参画を確保するため、援助国政府および国際機関が拠出する政府開発援助基金の相当分の拠出と活用がうたわれました。

1995年には30年間の長期行動計画である「行政命令273号ジェンダーに対応した開発のためのフィリピン計画1995-2025」が公布され、各省庁の男女平等施策と関連事業の成果について年次業務報告書に組み込むとともに、計画の実施に必要な当初計画は、歳出予算に計上することが規定されています。

同じ1995年に制定された「共和国法7845号一般歳出法」では「開発と女性法」にしたがい、すべての政府省庁および機関が歳出の最低5%をジェンダー課題改善のための事業に充てることが定められています。

最近の動きとしては2009年に女性の人権擁護を包括的に規定した法律「共和国法9710号 女性大憲章(Magna Carta of Women)」が制定されました。これに伴いNCRFWもフィリピン女性委員会(Philippine Commission on Women、以下PCW)に改組されています。PCWは大統領府直属の機関として女性やジェンダー平等問題に関する政策決定や調整をおこなう主要機関であり、女性関連問題の監視としての役割を果たしています。



グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(2016年度)が7位にランキングされるフィリピンですが、脆弱な経済のため海外就労者からの送金に依存しており、国外で働くフィリピン人女性が就労先で人権侵害や雇用主からの暴力にあうケースも頻発しています。国内での雇用創出とともに、海外就労者の人権を保障する実効性の高い政策が求められているところです。



フィリピン女性委員会

●女性の経済的自立支援に向けたGREAT Womenプロジェクト

「GREAT Womenプロジェクト」とは「女性の変革のためのジェンダーに配慮した経済活動(Gender Responsive Economic Actions for the Transformation of Women)」の頭文字をとったもので、2007年から2013年の7年間にわたり、カナダ政府の支援を得てフィリピン女性委員会が実施しています。このプロジェクトは、経済団体、地方自治体、民間部門の活動の相乗効果を図り、技術的熟練やビジネス研修、技術革新、資源、施設、パッケージング、市場へのアクセス改善などを通じて女性起業家を育成し、女性の経済的エンパワメントを可能にする就労・雇用環境を作り出しているところに大きな特色があります。

プロジェクトは国内8カ所のパイロット・サイトで実施され、延べ1万人の女性が参加しています。起業を通じて生産された製品の販路を確保するためエコシー財団と連携し、環境に配慮した加工食品の製造・販売やGREAT Womenブランドイメージの確立をはかりました。今後同様の取組みを持続可能なものとするためには、女性の経済的エンパワメントに関わる機関に能力開発や技術支援をおこなうことに加え、女性小規模起業家の協同組合の設立、民間企業との連携強化や、製品の品質改善と販路の拡大が鍵となります。また、海外就労から帰国した女性を対象としたプログラム開発や女性起業家にとり資本や融資、市場、能力開発や最新技術へのアクセスが保証されているかどうかのチェック機能の確



GREAT Womenブランドの製品

韓国調査では朴美京氏に、カンボジア調査では天川芳恵氏に通訳を担当していただきました。
本書に記載されている内容は、国立女性教育会館の許可なく転載できません。三カ国の取組み事例の内容は調査実施当時(平成25年7月から平成27年1月)のものです。



NWEC

独立行政法人 国立女性教育会館

発行：平成 29 年 3 月

編集：独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。